

令和元年12月10日

令和元年第3回神奈川県議会定例会

建設・企業常任委員会報告資料

県土整備局・企業庁

目 次

I 「神奈川県人口ビジョン 改訂（素案）」及び「第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）」について……………	1
II 気象変動問題への対応について……………	14
III 台風第19号に係る対応について……………	16
IV 競争入札参加資格者名簿(工事)の誤りについて……………	20

I 「神奈川県人口ビジョン 改訂（素案）」及び「第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）」について

1 経緯

県では「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、2015年度に「神奈川県人口ビジョン」（以下「人口ビジョン」という。）及び「神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「第1期総合戦略」という。）を策定し、克服すべき2つの課題として「人口減少に歯止めをかける」と「超高齢社会を乗り越える」ことを挙げ、2015年度から2019年度までの5か年を計画期間として、地方創生の取組みを進めてきた。

第1期総合戦略の最終年度に当たる今年度は、2015年度から4年間の取組みの進捗状況について、神奈川県地方創生推進会議で議論した。その結果、今後の取組みについて、これまでに根付いた課題認識や取組みをしっかりと継続しつつ、新たな時代の変化に対応し、その流れを力に変えて、取組みを進める必要があるとの評価を受けた。

また、国は、年内に長期ビジョン（県の「人口ビジョン」に相当）の見直し及び第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を行うこととし、地方に対しても、年度内に人口ビジョンの改訂及び第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を求めている。

2 「人口ビジョン」の改訂

現在の人口等の見通しが策定時の推計と大きく乖離していないことから克服すべき2つの課題と3つのビジョンは継続することとし、基本的に策定時の推計方法を踏襲し、最新の数値等を踏まえた修正を行う。

また、人口動向分析の「雇用・就労分析」の中に「通勤時間に関する状況」、将来人口分析に「平均寿命と健康寿命」の項目を追加する。

(参考)

克服すべき2つの課題

- ①人口減少に歯止めをかける
- ②超高齢社会を乗り越える

3つのビジョン

- ①合計特殊出生率の向上（自然増に向けた対策）
- ②マグネット力の向上（社会増に向けた対策）
- ③未病の取組みによる健康長寿社会の実現（超高齢社会への対応）

3 「第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定

新たな時代に対応しつつ、切れ目なく地方創生の取組みを進めていくため、2020年度から2024年度を計画期間とする第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「第2期総合戦略」という。）を策定する。

策定に当たり、4つの基本目標の枠組みを維持し、これまでに根付いた課題認識や取組みを継続するほか、「かながわグランドデザイン 第3期実施計画」に位置付けたSDGsの推進、未来社会創造、コミュニティの再生・活性化など新しい時代の流れに応じた考え方や施策を反映する。

<主な変更点>

○ 基本目標の変更（*下線部を追加）

- 1 県内にしごとをつくり安心して働けるようにするとともに、これを支える人材を育て活かす
- 2 国内外から神奈川への新しいひとの流れをつくる
- 3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 4 活力と魅力あふれるまちづくり・誰もが活躍できる地域社会づくりを進める

4 今後の予定

令和元年12月 県民意見募集を実施

令和2年1月 神奈川県地方創生推進会議で「人口ビジョン 改訂（案）」及び「第2期総合戦略（案）」を審議

2月 第1回県議会定例会に「人口ビジョン 改訂（案）」及び「第2期総合戦略（案）」を報告

3月 「人口ビジョン」の改訂及び「第2期総合戦略」の策定

「神奈川県人口ビジョン 改訂（素案）」＜別添参考資料 1 参照＞

これまでの人口動向等を分析するとともに、克服すべき課題とその解決に向けたビジョン等を将来展望として広く共有するために策定するものであり、総合戦略において効果的な施策を企画立案する上での基礎資料となる。

改訂に当たっては、克服すべき 2 つの課題と 3 つのビジョンは維持した上で、人口動向分析など最新の数値を反映する。

1 構成

○第 1 章 人口分析

1 人口動向分析

- | | |
|-----------------|-------------|
| (1) 長期的な人口の動向分析 | (2) 出生動向分析 |
| (3) 人口移動分析 | (4) 雇用・就労分析 |

2 将来人口分析

- (1) 人口減少社会と超高齢社会
- (2) 人口減少及び人口構成の変化がもたらす影響

○第 2 章 将来展望

1 克服すべき 2 つの課題

2 3 つのビジョン

3 人口の将来展望

- (1) 人口の推移と将来展望
- (2) 地域政策圏別人口の将来展望

2 概要

(1) 人口動向分析

- ・ 県の合計特殊出生率は、全国を 0.1 ポイント程度下回る傾向が続いており、2018 年は 1.33。
- ・ 県は、東京都に対しては年間 7,000 人程度の転出超過となっている。
- ・ 5 つの地域政策圏のうち、三浦半島地域と県西地域は引き続き転出超過。
- ・ 「雇用・就労分析」の中に「通勤時間に関する状況」を新たに追加。

(2) 将来人口分析

- ・ 自然減が大きくなることが見込まれる一方で、社会増は近年、年間 1～2 万人程度で推移しており、今後、数十年間の人口減少は避けられない。

- ・ 高齢化率は、2015年の23.9%から、2065年には34.8%となることが見込まれている。
- ・ 「平均寿命と健康寿命」の項目を新たに追加。

(3) 克服すべき2つの課題

- ・ 将来にわたって、活力ある、いのち輝く神奈川を維持していくためには、人口減少問題の克服に向けた取組みを進める必要がある。
- ・ 一方、神奈川は全国屈指のスピードで高齢化が進むとともに少子化も進行している。
- ・ そこで、「人口減少に歯止めをかける」とことと、「超高齢社会を乗り越える」ことの2つの課題を同時に克服していかなければならない。

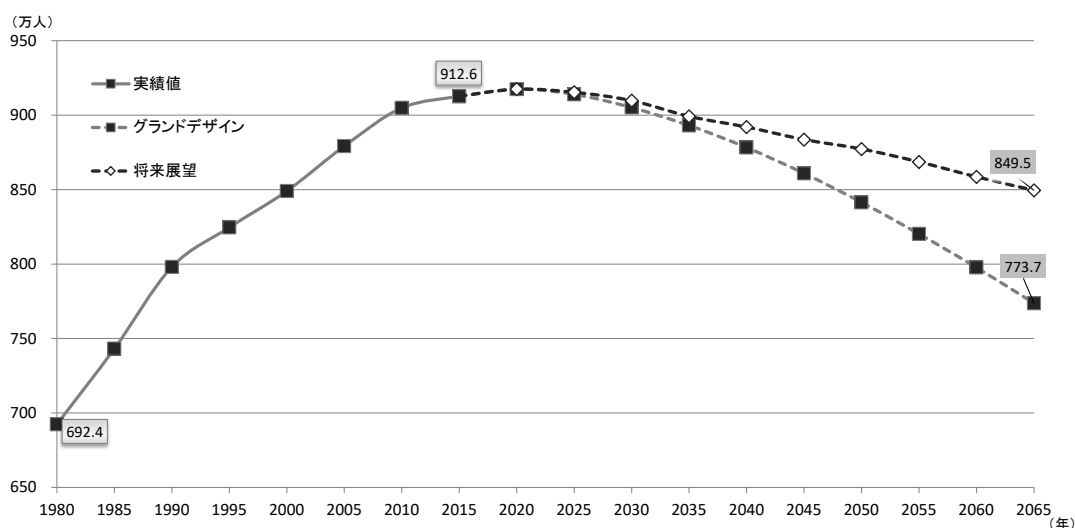
(4) 3つのビジョン

克服すべき2つの課題の解決に向け、次の3つのビジョンを将来展望として整理。

- ・ ビジョン1 「合計特殊出生率」の向上（自然増に向けた対策）
- ・ ビジョン2 「マグネット力」の向上（社会増に向けた対策）
- ・ ビジョン3 「未病」の取組みによる健康長寿社会の実現（超高齢社会への対応）

(5) 人口の将来展望

- ・ ビジョンが実現した場合の将来人口についてシミュレーションを行ったところ、かながわグランドデザインにおいて県が行った2065年時点の推計773.7万人を上回り、849.5万人になると推計された。



第 2 期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）〈別添参考資料 2 参照〉

人口ビジョンで示した「克服すべき 2 つの課題」と「3 つのビジョン」を受け、人口減少と超高齢社会を力強く乗り越えていくため、2020 年度から 2024 年度までの 5 年間に取り組む施策等を示すもの。

1 構成

○第 1 章 基本的考え方

1 総合戦略の位置付け

2 本県の地方創生の取組みと SDGs（持続可能な開発目標）

○第 2 章 基本目標

基本目標 1 県内にしごとをつくり安心して働けるようにするとともに、これを支える人材を育て活かす

基本目標 2 国内外から神奈川への新しいひとの流れをつくる

基本目標 3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

基本目標 4 活力と魅力あふれるまちづくり・誰もが活躍できる地域社会づくりを進める

○第 3 章 具体的な施策

○第 4 章 推進体制など

2 概要

(1) 基本的考え方

ア 総合戦略の位置付け

第 2 期総合戦略は、人口ビジョンで掲げる 3 つのビジョンの実現を積極的に進めていくため、「かながわグランドデザイン 第 3 期実施計画」から「人口問題」の観点で施策を抽出し、2020 年度から 2024 年度の 5 年間の目標や施策の基本的方向を整理したもの。

イ 本県の地方創生の取組みと SDGs（持続可能な開発目標）

県の地方創生の取組みは、かながわグランドデザインと同様に、SDGs の理念と軌を一にするものである。地方創生の取組みを進め、「いのち輝くマグネット神奈川」の実現をめざすことで、SDGs の目標である世界がめざす持続可能な社会の実現にも貢献していく。

(2) 基本目標

基本目標 1 県内にしごとをつくり安心して働けるようにするとともに、これを支える人材を育て活かす

神奈川の成長力を生かした神奈川らしい成長産業の創出などを通じて、経済のエンジンを回すことにより、県内にしごとをつくり、安定した雇用を生み出すことをめざす。また、地方創生の基盤をなす人材の掘り起こしや育成、活躍に向けた取組みを進める。

<数値目標>

- 企業立地支援件数（累計）
- 開廃業率の差（開業率から廃業率を引いた差）
- 企業経営の未病が改善した企業の割合（「未病 CHECK シート」をもとに、支援機関に相談した企業のうち、改善した企業の割合）
- 完全失業率（暦年）

基本目標 2 国内外から神奈川への新しいひとの流れをつくる

観光の振興、地域資源を活用したプロジェクトを推進することで、神奈川のマグネット力を高め、国内外からヒト・モノ・カネを引きつける。また、関係人口に着目し、来訪した人と地域の人との多様な交流機会を創出することで、各地域のマグネット力を高め、地域活性化を図り、移住・定住人口の増加につなげる。

<数値目標>

- 観光消費額総額（暦年）
- 入込観光客数（暦年）
- 県西地域の社会増減数（暦年）
- 三浦半島地域の社会増減数（暦年）
- 人口が転出超過の市町村数（暦年）

基本目標 3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

「子どもを生むなら神奈川 子育てするなら神奈川」の実現をめざし、結婚から育児までの切れ目ない支援や女性の活躍支援、長時間労働の是正や通勤時間の短縮につながる働き方の導入支援などを通じて、安心して結婚、出産、子育てができる環境を整えるとともに、妊娠・出産などに関する知識の普及やライフキャリア教育を進め、若い世代の希望の実現を図る。

<数値目標>

- 希望出生率の実現（暦年）

- 保育所等利用待機児童数
- 25～44歳の女性の就業率（暦年）
- 1人当たり月所定外労働時間（事業所規模30人以上）（暦年）
- 「安心して子どもを産み育てられる環境が整っていること」に関する県民ニーズ調査の満足度

基本目標4 活力と魅力あふれるまちづくり・誰もが活躍できる地域社会づくりを進める

既に超高齢社会が到来している中で、未病改善の取組みなどを通じて健康長寿のまちづくりを進め、超高齢社会を乗り越える社会システムを創っていく。

また、今後見込まれる人口減少の局面に対応できるよう、女性、高齢者、障がい者、外国人など誰もが居場所と役割を持ち活躍できる地域社会づくりや、「コンパクト+ネットワーク」の都市づくりの観点に立った持続可能な魅力あるまちづくりを進めるなど、活力と魅力あふれるまちづくりの実現をめざす。

<数値目標>

- 平均自立期間（日常生活動作が自立している期間の平均）（暦年）
- 長い人生を充実させるため、コミュニティなど、地域社会との関わりを大切にしている人の割合（県民ニーズ調査）
- 「通勤・通学・買い物など日常生活のための交通の便がよいこと」に関する県民ニーズ調査の満足度
- 県民ニーズ調査における「神奈川県に住み続けたい」と思う人の割合

第 2 期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案） 具体的な施策

基本目標 1 県内にしごとをつくり安心して働けるようにするとともに、これを支える人材を育て活かす**(1) 成長産業の創出・育成、産業の集積****① 未病産業、最先端医療関連産業の創出・育成【政策】**

- ▶ 未病産業の創出・育成
- ▶ 最先端医療関連産業の創出・育成

② ロボット関連産業の創出・育成【政策、福祉子どもみらい、産業労働】

- ▶ ロボットの実用化の促進
- ▶ ロボットの普及・定着の促進
- ▶ 「ロボットと共生する社会」の実現に向けた取組み

③ エネルギー関連産業の振興【産業労働】

- ▶ エネルギー自立型の住宅・ビル・街の形成に取り組む企業への支援

④ 産業集積の促進【政策、産業労働、県土整備】

- ▶ 成長性の高いベンチャー企業の創出・育成
- ▶ 3つの特区などを活用した成長産業関連企業の立地促進
- ▶ 工場立地のための土地利用に係る規制緩和の検討
- ▶ 成長分野において地域の特性を生かして高い付加価値を創出する地域経済牽引事業の促進・支援

(2) 産業の活性化**① 県内中小企業・小規模企業の活性化【産業労働】**

- ▶ 中小企業の経営革新の促進
- ▶ 中小企業の必要とする人材とのマッチング
- ▶ 中小企業の事業承継支援
- ▶ 中小企業・小規模企業の創業や第二創業の促進
- ▶ 経営基盤強化や経営安定化、労働生産性の向上などへの支援を行う総合的な中小企業支援体制の整備
- ▶ 中小企業の海外展開支援

② 農林水産業の活性化【環境農政】

- ▶ 地産地消の推進

(3) 就業の促進と人材育成**① 就業支援の充実【産業労働】**

- ▶ 中高年齢者、女性、若年者の就業支援
- ▶ 障がい者の雇用促進
- ▶ 安心して働ける労働環境の整備

② 産業を支える人材育成【環境農政、産業労働、教育】

- ▶ 生徒の個性や能力を伸ばす質の高い県立高校の教育の充実と魅力ある学校づくり
- ▶ 中小企業等を支える専門技術者の育成
- ▶ グローバル人材の育成
- ▶ 農林水産業の新たな担い手の育成・確保の推進

③ 外国人材の育成・活躍支援【福祉子どもみらい、健康医療、産業労働】

- ▶ 外国人材の育成
- ▶ 外国人材の活躍支援

基本目標 2 国内外から神奈川への新しいひとの流れをつくる

(1) 観光の振興

① 観光資源の発掘・磨き上げ【国際文化観光】

- ▶ 魅力ある観光地の形成
- ▶ 観光消費につながるコンテンツづくり
- ▶ 多様なテーマに沿って県内の周遊を促すツーリズムの推進

② 戦略的プロモーションの推進【国際文化観光】

- ▶ 観光消費を高めるプロモーションの推進
- ▶ 多様な関係者と連携したプロモーションの推進

③ 受入環境の整備【国際文化観光】

- ▶ 観光客の受入環境整備
- ▶ 観光客を迎えるおもてなしの向上

(2) 地域資源を活用した魅力づくり

① 県西地域活性化プロジェクトの推進【政策、環境農政、健康医療】

- ▶ 「未病を改善する」取組みの推進
- ▶ 県西地域の自然環境などを生かした観光の振興

② 三浦半島魅力最大化プロジェクトの推進【政策、県土整備】

- ▶ 三浦半島の観光の魅力を高める取組みの推進
- ▶ 「半島で暮らす」魅力を高める取組みの推進

③ かながわシープロジェクトの推進【政策】

- ▶ 海からしか見ることができない景観を観光コンテンツとした海洋ツーリズムの展開
- ▶ 神奈川の海の魅力をパッケージで発信する「Feel SHONAN」キャンペーンの展開

④ マグカルの推進【国際文化観光】

- ▶ 地域の文化資源を生かしたマグカルの推進

⑤ 地域のマグネットとなる魅力づくり【政策、環境農政、産業労働】

- ▶ ダム湖と周囲の自然環境を生かした水源地域の活性化
- ▶ まちの賑わいを創出する商店街の振興

(3) 移住・定住の促進

① 関係人口の創出を通じた移住・定住の促進【政策】

- ▶ 地域の魅力を生かした移住の促進
- ▶ くらしとしごとの相談・支援
- ▶ 「関係人口」の創出

基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

(1) 結婚から育児までの切れ目ない支援

① 若い世代の経済的安定と結婚の希望をかなえる環境づくり

【福祉子どもみらい、産業労働】

- ▶ ライフキャリア教育の促進
- ▶ 若者の就業支援
- ▶ 困難を有する青少年の相談・支援の充実
- ▶ 結婚に向けた機運の醸成

② 妊娠・出産を支える社会環境の整備【福祉子どもみらい、健康医療】

- ▶ 母子保健の推進
- ▶ 思春期から妊娠適齢期の男女を対象とした健康相談や健康教育
- ▶ 産科医の確保・育成
- ▶ 不妊治療に対する支援
- ▶ 周産期救急医療体制の整備・充実

③ 子育てを応援する社会の実現【福祉子どもみらい、健康医療、県土整備、教育】

(子ども・子育てを支える社会環境の整備)

- ▶ 社会全体で多様な子育てを応援する環境づくり
- ▶ 保育環境の整備
- ▶ 保育人材の確保・育成やニーズに応じた幼児期の教育・保育の提供
- ▶ 放課後児童クラブをはじめとした子どもの放課後などにおける育ちの場の整備
- ▶ 子育て世代に対する総合的な支援
- ▶ 多世代居住のまちづくりの推進
- ▶ 小児救急医療体制の整備・充実

(支援を必要とする子ども・家庭への対応)

- ▶ 貧困の状況にある子どもへの支援
- ▶ 高校生などへの就学支援の充実
- ▶ 多子世帯への支援

(2) 女性の活躍支援と男女共同参画の推進

① 女性の活躍支援と男女共同参画の推進【福祉子どもみらい、産業労働】

- ▶ 男女の役割分担意識の改革や意識啓発に向けた取組みの推進
- ▶ 女性の活躍の推進
- ▶ 女性登用の促進

(3) 働き方の改革

① 多様な働き方ができる環境づくり【福祉子どもみらい、産業労働】

- ▶ 働き方改革の推進に向けた企業へのワーク・ライフ・バランスの普及啓発・支援
- ▶ 企業へのテレワークの導入推進
- ▶ 男性が育児参加できる環境づくり
- ▶ 子ども・子育てを支援する企業の認証
- ▶ がん患者の就労支援

基本目標4 活力と魅力あふれるまちづくり・誰もが活躍できる地域社会づくりを進める

(1) 健康長寿のまちづくり

① 未病を改善する環境づくり

【政策、スポーツ、福祉子どもみらい、健康医療、産業労働、県土整備、教育】

(ライフステージに応じた未病対策)

- ▶ 子どもの未病を改善する基礎づくり
- ▶ 女性の未病対策
- ▶ こころの健康づくりの推進など働く世代への未病対策
- ▶ コグニサイズの展開など高齢者への未病対策

(未病改善を支える社会環境づくり)

- ▶ 未病センターや県立都市公園など身近な場所で未病を改善する場の提供や環境づくり
- ▶ 未病バレー「ビオトピア」を活用した未病の総合的な普及啓発
- ▶ ヘルスケア分野における社会システムの変革を起こす人材の育成

(健康情報の活用による効果的な施策の推進)

- ▶ 健康情報の活用による未病改善の推進
- ▶ 未病改善に向けた未病指標の構築・活用促進

② 高齢になっても活躍できる社会づくり

【政策、福祉子どもみらい、健康医療、産業労働、県土整備】

(地域包括ケアシステムの推進)

- ▶ 地域包括ケアシステムの推進
- ▶ 介護人材の定着・確保と介護保険施設の計画的整備の促進
- ▶ 福祉サービスを安心して利用することができるしくみづくり

- ▶ 地域のニーズに対応した医療体制の整備・充実
- ▶ サービス付き高齢者向け住宅の供給促進など高齢者を取りまく居住環境の安定確保

- ▶ 健康団地の取組みの推進

(認知症の人にやさしい地域づくり)

- ▶ 認知症の人や家族などに対する総合的な支援

(健康・生きがいつくり)

- ▶ 高齢者の健康・生きがいつくりの推進
- ▶ 「人生100歳時代」におけるライフデザイン支援
- ▶ シニア世代の就業や起業の支援
- ▶ 福祉コミュニティづくりを担う人材の育成・定着
- ▶ 「エイジフレンドリーシティ」の推進

③ 誰もが生涯にわたりスポーツに親しめる社会の実現【スポーツ】

- ▶ 誰もが生涯を通じて楽しめるスポーツ活動の推進
- ▶ スポーツ活動を広げる環境づくりの推進
- ▶ 大規模なスポーツイベントを盛り上げ、レガシーを創出・継承する取組み

(2) 誰もが活躍できる地域社会の実現

① 障がい者が活躍できる地域社会づくり【福祉子どもみらい、産業労働】

- ▶ 障がい者の社会参加の促進、障がい及び障がい児・者に対する理解促進

② 外国人が活躍できる地域社会づくり

【国際文化観光、福祉子どもみらい、健康医療、産業労働、教育】

- ▶ 多文化理解の推進
- ▶ 外国籍県民等も安心してらせる地域社会づくり
- ▶ 外国人が活躍できる環境づくり
- ▶ 外国人材の育成 ※再掲
- ▶ 外国人材の活躍支援 ※再掲

③ 支え合いによる地域社会づくり

【政策、くらし安全防災、福祉子どもみらい、県土整備、教育、警察本部】

- ▶ 自助・共助の取組みの促進
- ▶ バリアフリーのまちづくりの推進
- ▶ 地域の活性化や課題解決に取り組む人材の育成
- ▶ コミュニティ・スクールの導入・運営による地域の新たなコミュニティの核となる学校づくり
- ▶ SDGsの「自分事化」と地域コミュニティ活性化の推進

(3) 持続可能な魅力あるまちづくり

① 次世代につなぐ活力と魅力あふれるまちづくりの推進

【総務、環境農政、県土整備】

- ▶ 空き家の利活用の推進
- ▶ 地域の実情に応じた都市機能の集約化などの推進
- ▶ 県有地・県有施設の有効活用
- ▶ 歴史的建造物の保全・活用
- ▶ 都市拠点の整備と環境と共生するまちづくり
- ▶ 廃棄物ゼロ社会づくり

② 交流と連携を支える交通ネットワークの充実【県土整備】

- ▶ 交流幹線道路網の整備
- ▶ 道路網の有効活用
- ▶ 鉄道網の整備促進
- ▶ 路線バスなどの公共交通の充実・確保

II 気候変動問題への対応について

1 趣旨

近年、記録的な暴風、高波、高潮等をもたらす台風等により、甚大な被害が発生している。また、地球温暖化などの気候変動の影響により、降雨量の増加や海面上昇など、自然災害の頻発化・激甚化が懸念されるなど、まさに気候の非常事態に直面している。SDGsの目指す持続可能な社会を実現するためには、気候変動問題への対応は不可避である。

そこで、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念を踏まえ、「県民のいのちを守る持続可能な神奈川」の実現に向け、気候変動問題への対応を進める。

2 方向性

SDGs最先進県として、気候変動問題により、今後想定される事態に備えるとともに、危機感を県民、市町村、企業、団体等と共有し、多くの主体が「自分事」として捉え、行動できるよう、連携した取組みを進める。

3 基本的な対策の柱（案）

多様な主体と連携し、多角的な対応を進める。

(1) 今のいのちを守る取組み

気候変動による災害から今のいのちを守るため、災害復旧や今後への備え、被害を最小限に抑えるための取組み等風水害対策の強化を進める。

（取組みの例）

- ・ 災害時の情報収集・提供体制の充実
- ・ 災害時広域応援体制の強化
- ・ 災害時即応体制の強化
- ・ 地域の消防力の強化
- ・ 災害救援ボランティア活動や県民の防災活動への支援
- ・ 帰宅困難者対策や避難対策などの推進
- ・ 社会的弱者への対応
- ・ 自然災害による被害を最小限にするための計画的なインフラ整備
- ・ 緊急的な災害復旧 など

- (2) 未来のいのちを守る取組み～2050年の「脱炭素社会」に向けて～
「今のいのちを守る取組み」とともに、気候変動の要因となる地球温暖化を食い止めるため、温室効果ガス削減等の取組みを進める。

(取組みの例)

- ・ 再生可能エネルギーの利用拡大やイノベーションによる「温室効果ガス」の削減
- ・ 家庭や事業者における省エネルギー対策の促進 など

- (3) 気候変動問題の共有（情報提供、意識啓発）

気候変動とその影響に関する問題について、県民、市町村、企業、団体等への情報提供や意識啓発を多様なアプローチにより進める。

(取組みの例)

- ・ 現状と今後想定される事態について、県民、市町村、企業、団体等と共有
- ・ 気候変動問題を自分事として考えるライフスタイルづくり
- ・ 気候変動適応センターによる情報の収集、提供等
- ・ 学校におけるE S Dの取組みを通じた気候変動への理解促進
など

4 今後の予定

県民、市町村、企業、団体等と、気候が非常事態にあるという「危機感」を共有し、共に行動していくという県の姿勢を明確に示すとともに、速やかに対応可能なものから順次取り組む。

Ⅲ 台風第 19 号に係る対応について

1 台風第 19 号の本県への影響

(1) 台風の概況

10 月 6 日に南鳥島近海で発生した台風第 19 号は、12 日午後 7 時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した後、関東地方を通過した。その後、13 日未明に東北地方の東海上に抜け、12 時に温帯低気圧に変わった。

(2) 降雨の状況

県内では台風の接近に伴い、西部の山地では 1 時間に 60mm を超える非常に激しい雨を観測し、降り始め（10 日 20 時）から 12 日 24 時までの総降水量は、箱根で 1,001.5mm、相模湖で 631.0mm、丹沢湖で 542.0mm を観測した。

(3) 風の状況

横浜地方気象台における風の観測値

最大風速 秒速 23.8m（12 日午後 8 時 36 分 南南東の風）

最大瞬間風速 秒速 43.8m（12 日午後 8 時 32 分 南南東の風）

(4) 気象警報等の状況

県内では、11 日午前 10 時 33 分に波浪警報が発表され、翌 12 日午前 6 時 23 分には大雨警報、洪水警報、暴風警報が発表された。

その後、7 時 20 分に土砂災害警戒情報、午前 9 時 28 分には高潮警報が発表され、午後 3 時 30 分には大雨特別警報が発表された。

大雨特別警報は、翌 13 日午前 0 時 20 分に解除され、警報は 13 日午後 4 時 3 分までに全て解除された。

2 県土整備局関係

(1) 対応状況

県土整備局では、10 日午後 4 時 57 分に発表された大雨注意報を受けて水防体制を整え、13 日までに延べで本庁 197 名及び土木事務所等 560 名の合計 757 名で警戒にあたった。

(2) 所管施設における主な被害

区分	被害内容	被害額 (速報値)	うち11月 補正予算額
道路	国道138号で土砂流出 など	約36.5億円	約30.5億円
砂防	砂防指定地早川で護岸破損 など	約29.0億円	約28.5億円
河川	一級河川相模川で中洲護岸破損 など	約26.3億円	約22.1億円
県営住宅	みどり野ハイツで屋根破損 など	約3.3億円	約2.1億円
海岸	茅ヶ崎海岸で砂浜の侵食 など	約3.1億円	約3.0億円
公園	相模三川公園でグラウンド施設の破損 など	約0.7億円	約0.6億円
港湾	湘南港で転落防止柵破損 など	約0.6億円	約0.6億円
合計		約99.5億円	約87.3億円

(注) 各表中の金額は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計と符合しない場合がある。

(3) 所管業務における支援の取組み

ア 被災住宅への支援

(ア) 住宅の応急修理、障害物の除去

災害救助法を適用した市町村（9市7町1村）にて窓口を設置

(イ) 住宅の再建相談窓口の設置

建築関係団体の協力で県民向け電話等相談窓口を設置

(ウ) 被災住宅耐震性向上事業

半壊・一部損壊した住宅の耐震性向上等に資する補修に対して、支援金を支給（11月補正予算）

イ 県営住宅の一時提供

野川南台アパート（川崎市）など5団地68戸の一時提供

ウ 相模原市への人的支援

相模原市からの要請に応じ、11月14日から2人の技術職員を派遣した。

(4) 今後の対応

緊急に復旧する必要がある被害箇所については、既決予算を活用し、利用者の安全確保や被害の拡大を防ぐための応急復旧工事等を実施している。

令和元年11月補正予算(案)成立後は、速やかに本復旧工事に着手し、早期の復旧を目指す。

3 企業庁関係

(1) 対応状況

企業庁では、公共交通機関の計画運休の可能性も踏まえ、交代要員も含めて配備体制を構築することとし、12日午前までに本庁41名、浄水場・水道営業所124名、ダム管理事務所等60名の合計225名で警戒にあたり、12日午前11時に企業庁災害対策本部を設置した。

(2) 所管施設における主な被害等

ア 所管施設における主な被害

区分	被害内容	被害額 (速報値)	うち11月 補正予算額
水道	底沢浄水場において取水口の埋没 など	約0.7億円	—
	長野浄水場において導水管の流出 など	約0.2億円	—
	送配水施設において配水管の破損、フェンスの倒壊 など	約1.5億円	—
発電	早戸川発電所において発電所の水没 など	約1.1億円	—
	牧野取水堰においてフェンスの破損 など	約0.2億円	—
ダム	相模ダムにおいて流芥の漂着、湖岸の崩落など	約1.6億円	—
	城山ダム・寒川取水堰等において、流芥の漂着、巨大流木の漂着、土砂の堆積 など ※	約4.8億円	約1.5億円
	三保ダムにおいて流芥の漂着 など ※	約1.2億円	0.6億円
	沼本ダムにおいて取水口網場の流出 など	約0.6億円	—
	道志ダムにおいて監視カメラ・水位局の流出 など	約1.6億円	—
合計		約13.5億円	約2.1億円

※ ダムにおける被害の全体額であり、県土整備局等の所管分を含む。

イ 県営水道の断水状況等

場所	最大戸数	復旧状況等
鎌倉市の一部	45 戸	・ 12 日夜から断水したが、停電の復旧により 13 日朝に解消
相模原市緑区の一部	3,620 戸	・ 12 日夜以降、停電や土砂崩れ等により断水が発生。停電の復旧や仮設設備の設置、配水系統の切替により段階的に断水を解消し、19 日の夜に全て解消 ・ 13 日から 19 日にかけて、延べ 90 台（企業庁 58 台、相模原市 4 台、県管工事業協同組合 28 台）の給水車で応急給水を実施

(3) 所管業務における支援の取組み

ア 給水区域外の町村への給水車の派遣

- ・ 山北町（10 月 13 日～14 日、延べ 3 台）
- ・ 清川村（10 月 15 日、延べ 1 台）

イ ペットボトル水の提供

- ・ 伊勢原市を通じて、埼玉県東松山市に 3,000 本を提供
（伊勢原市と埼玉県東松山市は、災害時の相互応援協定を締結）

ウ 被災者に対する水道料金の減免

- ・ 家屋が被災した方、避難された方の水道料金の基本料金を減免

(4) 今後の対応

- ・ 水道施設については、現在、長野浄水場及び底沢浄水場が休止中であり、仮設の設備を使用して別系統から供給しているため、本復旧に向けた検討を進める。
- ・ 発電施設については、早戸川発電所等の復旧に向けた検討を進める。
- ・ ダム施設については、緊急に復旧する必要がある被害箇所について、既決予算を活用し、被害の拡大を防ぐための応急復旧工事を行うほか、大量に漂着した流芥の引き揚げを実施している。
令和元年 11 月補正予算(案)成立後は、速やかに残る流芥の引き揚げと処理（チップ化や廃棄物処理）を行い、早期の処理を目指す。

IV 競争入札参加資格者名簿(工事)の誤りについて

1 競争入札参加資格者名簿(工事)の概要

県は、適正な公共工事の施工を確保する上で信頼できる業者を選択するため、競争入札に参加を希望する事業者について、資格の審査を行い、一定の要件を満たした事業者を認定し、競争入札参加資格者名簿(工事) (以下「名簿」という。)に登載している。

現在の名簿は、平成30年10月から11月までの間に事業者から出された申請を、県において審査し、認定したものであり、その有効期間は、令和元年度及び2年度の2年間である。

また、その認定通知については、平成31年2月末に行っている。

名簿登載の認定業者については、建設業法に基づく29業種ごとに、その経営規模や経営状況、技術力などに関する指標により点数化し、資格申請システムへの入力を通して、「総合点数」として集計し、評価している。

さらに、29業種の中で、業者数が多く、施工能力の差も大きい7業種については、「総合点数」により区分した「等級」を設定している(土木・建築・電気・管・舗装・水道は4区分、造園は3区分)。

「総合点数」及び「等級」は、各工事発注局等が、条件付き一般競争入札への競争参加資格等として使用している。

令和元年9月末現在の認定業者は、4,891社となっている。

2 事案の概要

8月中旬に、ある認定業者から、自社の「総合点数」について疑義があるとの問合せがあった。

これを受けて、総合点数の集計、評価に当たり、県の工事発注局等が資格申請システムに入力する項目である工事成績評価等について、その入力状況の確認を実施した。

その結果、現在の名簿中の認定業者100社に「総合点数」の誤りがあり、そのうち9社には「等級」にも誤りがあることが判った。

本件誤りの影響については、現在、調査中である。

3 誤りの原因

今回の名簿の誤りの原因は、その工事発注局等によるシステムへの入力漏れ・入力誤りであった。

誤りが判明した「総合点数」・「等級」の状況（発注局等別）（単位：社）

発注局等	「総合点数」の誤りが判明した認定業者	左欄のうち「等級」の誤りが判明した認定業者
知事部局 総務局	4	0
スポーツ局	3	1
環境農政局	16	1
県土整備局	30	4
地域県政総合センター	5	0
企業庁 企業局	33	2
教育委員会 教育局	1	0
警察本部 総務部	10	1
合計	102	9

備考 「総合点数」の誤りが判明した認定業者 100 社との差（2 社）は発注局等での業者の重複によるもの。

4 競争入札参加資格者名簿（工事）の訂正の実施

誤りの訂正をする全ての認定業者100社には、11月14日までに訂正内容の説明及び謝罪を行い、御了解をいただくとともに、別途、おわび状と訂正した認定通知書を送付した。

さらに、そのうち「等級」の誤りが判明した認定業者に対しては、11月21日までに訪問の上、詳細な説明及び重ねての謝罪を行った。

なお、11月15日に本件に係る記者発表を行い、11月19日に名簿の訂正を完了した。

5 再発防止の取組

県としては、競争入札参加資格者名簿の重要性に鑑み、今般の事態を重く受け止めて、チェック体制の強化等、全ての工事発注局等で適正な事務処理を徹底するよう図っていく。

また、入力等人的業務のエラー根絶に向けた、事務改善について検討を進めていく。